

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
				付託	議決	本会議	付託	議決	本会議	
6	農林水産省設置法の一部を改正する法律案	衆	三、二五	三、二五 (予)	三、四四 修正	三、四五 修正	三、二五	三、三四 可決	三、三五 可決	衆衆 へ 同 回 意 付 三、四五
9	恩給法等の一部を改正する法律案	〃	二、二	二、二 (予)	四、九 可決	四、一〇 可決	二、二	三、三三 修正	四、二二 修正	
26	特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案	〃	二、二	二、二 (予)	四、二六 可決	四、二七 可決	二、二	四、二二 可決	四、二三 可決	
27	平和祈念事業特別基金等に関する法律案	〃	二、二	二、二 (予)	五、七 可決	五、八 可決	二、二	五、一〇 可決	五、一〇 可決	
73	昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、二五	三、二五 (予)	五、七 可決	五、八 可決	三、二五 大蔵	四、二六 修正	四、二六 修正	

って御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、板垣理事より本法律案の施行期日を公布の日とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より修正案及び修正部分を除く原案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引き上げを行い、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図らうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を、昭和六十三年四月分から、一律一・二五%引き上げる。

二、普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

三、公務関係扶助料の最低保障額の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

四、傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

五、傷病者遺族特別年金の基本年額の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額及び各種最低保障額を本年四月分以降一律に一・二五%増額し、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図らうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給の性格、恩給年額改定の方、各種公的年金改定との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」（以下「弔慰金法」という。）に規定する弔慰金または見舞金（以下「特定弔慰金等」という。）の支給の実施に關し必要な事項を定めようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、特定弔慰金等の支給は、弔慰金法に規定している戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者またはその戦傷病者の遺族としてそれぞれ政令で定める者に対し、政令で定めるところにより行う。

二、特定弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて内閣総理大臣が行うこととし、その裁定の権限は、政令の定めるところにより、日本赤十字社に委任することができる。この裁定の請求は、昭和六十八年三月三十一日までに行わなければならない。

三、特定弔慰金等の額は、戦没者等または戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつて交付する。国債の

償還の請求は、昭和七十年三月三十一日までに行わなければならず、政府はその償還の請求を受けたときは、直ちにその額面全額の償還をしなければならない。また、国債を交付するため、政府は必要な金額を限度として国債を発行することができる。

四、日本赤十字社は、特定弔慰金等の受給権者の委任を受けて、国債及び償還金の受領等をするものとし、政府は、日本赤十字社以外の者に対し、国債を交付し、またはその償還をすることができない。

五、本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、国債の発行日は、昭和六十三年九月一日とする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年秋成立いたしました台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であった戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者

またはその戦傷病者の遺族に対し弔慰金または見舞い金を支給するものでありまして、その額は戦没者等または戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもって交付しようとするものであります。

委員会におきましては、弔慰金等の支給を記名国債によることとした理由、台湾以外の他の類似ケースに対する政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案（閣法第二七号）

要旨

本案は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰勞品の贈呈等を行うことについて

て必要な事項を規定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、平和祈念事業特別基金は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給等を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。

同基金の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資し、昭和六十三年度から五年度を目途として、政府の出資額が二百億円となるまで、同基金に追加して出資する。

同基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、同基金の業務に関し学識経験を有する者十人以上で組織する運営委員会を置く。

二、戦後強制抑留者またはその遺族に総理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとし、内閣総理大臣は、同基金にその慰労の事務を行わせる。

また、年金恩給等の受給を受ける権利を有しない戦後強制抑留者またはその遺族で、日本の国籍を有するもの

には、二年以内に償還すべき記名国債（無利子）により十萬円の慰労金を支給する。

慰労金の請求期間は、昭和六十八年三月三十一日までとし、この請求の受理及び審査に関する事務を同基金に行わせる。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平和祈念事業特別基金等に関する法律案は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案といわゆる私的諮問機関である戦後処理問題懇談会報告との関係、関係者に対する個別的給付に関する政府の見解等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員から本法律案に反対の旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、国家公務員共済年金関係法案は、厚生年金及び国民年金の給付の額の改定措置にならない、退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、本年四月分以後の年金の額を増額改定しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、共済年金改定と恩給改定との関係、国鉄の年金財政問題及び自衛官の年金制度等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、共済年金の職域年金相当部分に関する附帯決議を全会一致をもって行いました。
以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

要旨

本案は、厚生年金及び国民年金の給付の額の改定措置にならない、退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、本年四月分以後の年金の額を増額改定しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

前ページ参照